

## コミュニティ・スクールの導入について

### 1 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について

「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」は、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組むことを目的としています。

本市では令和5年度から、市内小中学校全校にコミュニティ・スクールを導入し、「地域とともにある学校づくり」を進めていきます。なお、導入に伴い、これまで各学校で実施していた学校評議員制度は、本制度へと移行します。

### 2 地域学校協働活動の推進

文部科学省では「学校運営協議会」と「地域学校協働活動」の一体的推進を進めています。

本市では「学校運営協議会」と「地域学校協働活動」の両立を目指し、各校ができることから段階的に進めていきます。令和5年度は、地域学校協働活動の重点校として3校を指定し、運営に対する支援を行う予定です。

#### コミュニティ・スクール（学校運営協議会）

- 協議会委員の構成：保護者、地域住民、当該学校の運営に資する活動を行う者、学校長等、各校10名以内で組織。
- 任期：1年（再任可能）
- 主な役割：学校運営や学校運営に必要な支援に関する協議を行う。
  - 例）・校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。
  - ・学校運営について、教育委員会や校長に意見を述べる。

情報共有



連携・協働

#### 地域学校協働活動

地域住民、保護者、企業、文化・スポーツ団体等と学校が連携・協働して行う学校活動、地域活動のこと。

登下校の見守り・学校内の奉仕作業・授業補助や部活動指導補助などの「学校における活動」と、地域の防災活動やお祭り等地域の伝統行事への参画など「地域を活性化させる活動」が該当する。

### 3 その他

学校運営協議会の委員は非常勤特別職の身分とするため、関連する条例案を令和5年第1回古河市議会定例会に上程します。